

障害をもった方の自立と地域生活の支援
高齢者の方の安全で安心な生活支援 **を目指して**

当社会福祉法人は、利用者の意向を尊重して多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。

施設のご案内

障害者施設



志貴野苑

生活を支援する入所支援施設です。日中就労活動を選べます。

志貴野苑 就労継続支援事業所

障害者の就労を支援する就労継続支援B型事業所です。



志貴野ホーム

生活を支援する入所支援施設です。



競輪・オートレース補助事業ホームページ「RING!RING!プロジェクト」



競輪ポータルサイト「KEIRIN.JP」



志貴野ホーム障害者福祉センター

生活介護・自立(機能)訓練を支援する施設です。



高岡市障害者福祉センター

生活介護・自立(機能)訓練を支援する施設です。

高岡市志貴野 身体障害者相談支援センター

相談者にたいして情報の提供や機関の紹介等の支援を行います。

高齢者施設



志貴野長生寮

特別養護老人ホームです。



志貴野長生寮 デイサービスセンター

要介護の方が利用でき、送迎・入浴・食事の支援を行います。

志貴野長生寮 居宅介護支援事業所

介護保険のサービスが利用できるよう支援いたします。

▶ スタッフ募集

▶ ボランティア募集

▶ 開示資料

▶ 補助・助成事業完了報告

—社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会—(所在地) 〒939-1273 高岡市葦附1239-27

※個人情報の管理について

当法人では、個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、当法人が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐため、個人情報の管理に努めております。

障害者
施設

▶ 志貴野苑

▶ 志貴野苑就労継続
支援事業所

▶ 高岡市志貴野身体障害者
相談支援センター

▶ 志貴野ホーム

▶ 志貴野ホーム
障害者福祉センター

▶ 高岡市障害者
福祉センター

高齢者
施設

▶ 志貴野長生寮

▶ 志貴野長生寮
デイサービスセンター

▶ 志貴野長生寮
居宅介護支援事業所

🏠 高岡市身体障害者福祉会について

高岡市身体障害者福祉会とは？

🏠 基本方針

1. 利用者の尊厳と地域社会との共生・連帯の思想を基本理念とし、公平で公正な法人経営に努める。
2. 常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を発揮し、社会の期待に応える。
3. 広く法人・施設の機能を挙げて、地域福祉(高岡福祉圏)の充実発展に寄与する。
4. 役員相互の親睦・交流を深めるとともに、切磋琢磨を怠らず、進んで研修・研究に努め社会の進展に応じた広い視野をもって経営にあたる。
5. 職員の資質の向上に努めるとともに、より一層意欲を持って働ける勤務環境の改善に努める。

🏠 目的

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

【事業内容】

1. 障害者支援施設 志貴野苑の設置経営
2. 障害者支援施設 志貴野ホームの設置経営(施設入所支援事業・生活介護事業)
3. 特別養護老人ホーム 志貴野長生寮の設置経営
4. 障害福祉サービス事業(短期入所事業・生活介護事業・自立(機能)訓練事業・就労継続支援B型事業)
(志貴野ホーム・志貴野ホーム障害者福祉センター・高岡市障害者福祉センター・志貴野苑就労継続支援事業所)
5. 相談支援事業(高岡市志貴野身体障害者相談支援センター)
6. 老人短期入所事業(志貴野長生寮)
7. 老人デイサービス事業(志貴野長生寮デイサービスセンター)
8. 指定居宅介護支援事業(志貴野長生寮居宅介護支援事業所)

🏠 沿革

昭和43年 1月22日	初代理事長木田平一が中心となり財団法人高岡市身体障害者福祉協会を設立し、富山県・高岡市の協力により富山県立志貴野授産所として事業開始(入所定員50名)
昭和58年 6月11日	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会設立認可

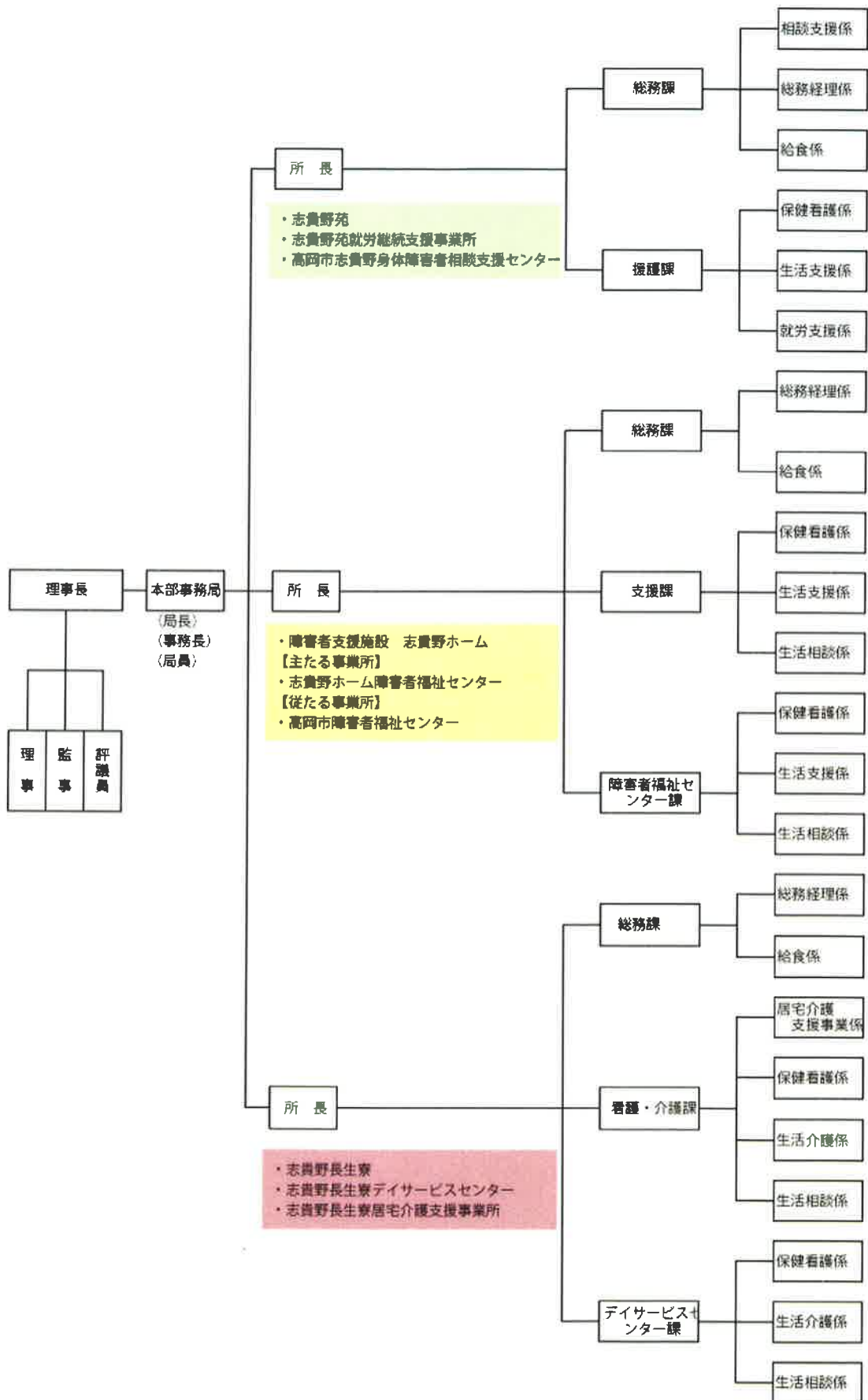
昭和59年 4月 1日	重度身体障害者授産施設 志貴野苑開所(新築移転、入所定員50名)												
昭和61年 4月 1日	通所事業開始(定員7名)												
昭和63年 4月 1日	通所事業を拡大(定員14名)												
昭和63年11月30日	創立20周年記念式挙行												
平成 元年10月 8日	三笠宮寛仁親王殿下御来苑												
平成 3年 6月15日	高円宮憲仁親王殿下、同久子妃殿下御来苑												
平成 5年 1月22日	創立25周年記念式挙行												
平成 5年 4月 1日	第2代理事長竹中志行就任												
平成 7年 4月 1日	身体障害者療護施設 志貴野ホーム開設準備室を志貴野苑内に設置												
平成 8年 3月31日	身体障害者療護施設 志貴野ホーム開設準備室を廃止												
平成 8年 4月 1日	身体障害者療護施設 志貴野ホーム開所(入所定員50名・ショートステイ定員10名)												
平成 8年10月29日	第3代理事長笠島 學就任												
平成 9年 4月 1日	志貴野ホームデイサービスセンター開所(小規模介護型身体障害者デイサービスセンター) (利用定員8名/1日)												
平成10年 1月22日	創立30周年記念式挙行												
平成10年12月23日	天皇誕生日陛下賜金拝領・記念植樹												
平成12年10月 1日	志貴野ホームにおいて高岡市障害者生活支援事業を開始(志貴野ホーム身体障害者相談支援センター)												
平成13年 4月 1日	高岡市ふれあい福祉センター内において高岡市障害者福祉センター開所 (介護型身体障害者デイサービスセンター 利用定員15名/1日)												
平成13年 4月 1日	志貴野ホーム身体障害者相談支援センターを高岡市志貴野身体障害者相談支援センターに名称変更し、高岡市ふれあい福祉センター内に開所												
平成15年 4月 1日	制度改革により、重度身体障害者授産施設が身体障害者授産施設となる。 措置制度から支援費制度へ。												
平成15年 4月 1日	高岡市志貴野身体障害者相談支援センターが志貴野ホームから志貴野苑の所属となる。												
平成15年 4月 1日	身体障害者療護施設 志貴野ホーム入所定員を50名から52名に、ショートステイ利用定員を10名から8名に変更。												
平成15年 4月 1日	志貴野ホームデイサービスセンターの1日利用定員を8名から11名に変更。												
平成15年10月 1日	身体障害者授産施設 志貴野苑入所定員を50名から46名に、通所定員を14名から18名に変更。												
平成15年10月 1日	身体障害者療護施設 志貴野ホームにおいて、身体障害者療護施設通所事業を開始。 (B型 利用定員4人/1日)												
平成16年 5月 1日	身体障害者授産施設 志貴野苑 入所定員を46名から40名に、通所定員を18名から24名に変更。												
平成18年10月 1日	障害者自立支援法に基づき新体系事業を一部開始 (障害福祉サービス事業・相談支援事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護事業定員 18名 ・ 自立(機能)訓練事業定員 12名 <p>内訳</p> <p>【主たる事業所】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>志貴野ホーム障害者福祉センター</td> <td>生活介護</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>(旧志貴野ホームデイサービスセンター)</td> <td>自立訓練</td> <td>6名</td> </tr> </table> <p>【従たる事業所】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>高岡市障害者福祉センター</td> <td>生活介護</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自立訓練</td> <td>6名</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所事業定員 8名 	志貴野ホーム障害者福祉センター	生活介護	8名	(旧志貴野ホームデイサービスセンター)	自立訓練	6名	高岡市障害者福祉センター	生活介護	10名		自立訓練	6名
志貴野ホーム障害者福祉センター	生活介護	8名											
(旧志貴野ホームデイサービスセンター)	自立訓練	6名											
高岡市障害者福祉センター	生活介護	10名											
	自立訓練	6名											

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業(対象=原則、高岡市内在住の障害者)
平成19年 4月 1日	<p>富山県立長生寮(特別養護老人ホーム)を当法人への民間移管により「志貴野長生寮」として開所</p> <p>高岡市立長生寮デイサービスセンター(老人デイサービス)を当法人への民間移管により「志貴野長生寮デイサービスセンター」として開所</p>
平成23年 4月 1日	<p>志貴野ホームが新体系へ移行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護事業定員 52名 ・ 施設入所支援事業定員 52名
平成23年 4月 1日	志貴野長生寮 居宅介護支援事業所を開設。
平成23年 4月 1日	志貴野長生寮 短期入所事業 定員を4名から5名に変更。
平成23年 4月 1日	<p>障害福祉サービス事業において 生活介護事業の定員を18名から22名に変更。</p> <p>内訳</p> <p>【主たる事業所】 志貴野ホーム障害者福祉センター 生活介護 10名</p> <p>【従たる事業所】 高岡市障害者福祉センター 生活介護 12名</p>
平成23年 10月 1日	<p>志貴野苑が新体系へ移行。</p> <p><志貴野苑></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護事業定員 33名 ・ 施設入所支援事業定員 33名 <p><志貴野苑就労継続支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援B型事業定員 20名
平成24年4月1日	高岡市志貴野身体障害者相談支援センターにおいて 指定特定相談支援事業所の指定を受ける。



[トップページへ](#)

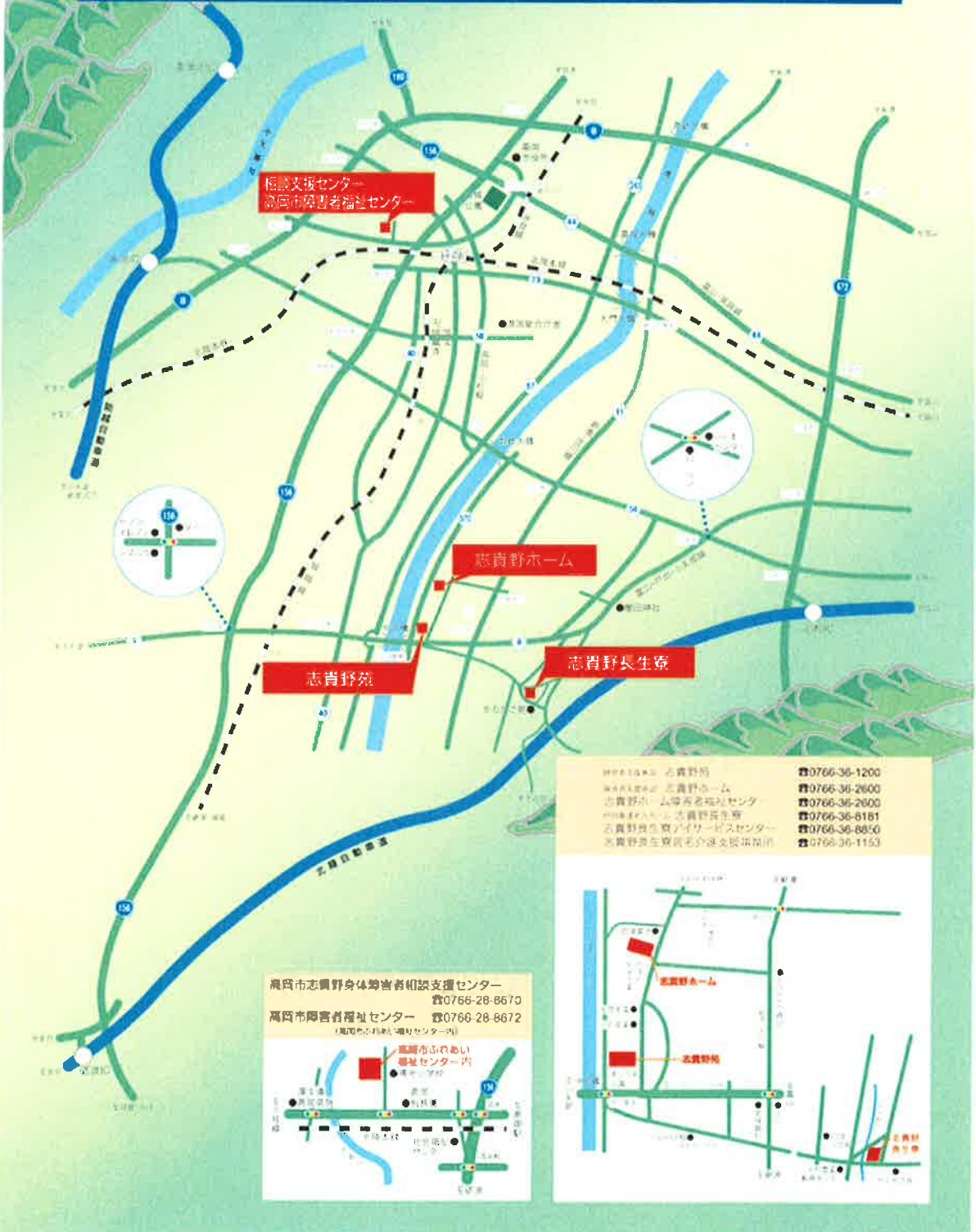
組織図



アクセスマップ

(福) 高岡市身体障害者福祉会施設の交通ご案内

志賀野苑・志賀野ホーム・志賀野ホーム障害者福祉センター・高岡市志賀野身体障害者相談支援センター・高岡市障害者福祉センター
志賀野長生寮・志賀野長生寮デイサービスセンター



- 障害者施設 ▶ [志貴野苑](#)
- ▶ [志貴野苑就労継続支援事業所](#)
- ▶ [高岡市志貴野身体障害者相談支援センター](#)
- ▶ [志貴野ホーム](#)
- ▶ [志貴野ホーム障害者福祉センター](#)
- ▶ [高岡市障害者福祉センター](#)
- 高齢者施設 ▶ [志貴野長生寮](#)
- ▶ [志貴野長生寮デイサービスセンター](#)
- ▶ [志貴野長生寮居宅介護支援事業所](#)

施設のご案内



障害者支援施設 志貴野苑のご紹介

障害があるために、家庭での生活が困難な方々、また介護を必要とする方に、生活支援や生産活動を通して自活をはかれるよう支援いたします。

[▶ 志貴野苑ホームページへ](#)

施設の概要

(1)事業者番号	1610200022
(2)施設所在地	〒939-1273 富山県高岡市葦附1239番地の27 TEL0766-36-1200 FAX0766-36-1203 E-mail: shikino1@p1.tcnet.ne.jp
(3)建物	鉄筋コンクリート造2階建(志貴野苑就労継続支援事業所 含む) 2051.56㎡ 鉄筋コンクリート造平屋建(ポンプ室) 10.50㎡
(4)敷地	4,941.69㎡(高岡市有地:無償貸与)
(5)定員	障害者支援施設 志貴野苑 ・生活介護事業 33名 ・施設入所支援 33名
(6)事業所の内容	第1種社会福祉事業 障害者支援施設の設置経営
(7)事業の目的	健康の尊さ、働く喜び、連帯と協力の意識の高揚をはかり、社会の一員としての自覚を持ち、充実した生活を送れるよう支援を行う。
(8)利用できる方	原則として、障害福祉サービス受給者証を所持している方で、次の要件を満たしている方。 ア. 年齢15歳以上(義務教育終了後)65歳未満の方。 イ. 伝染性疾患を有しない方。 ウ. 常時医学的管理を要しない方。 エ. 施設サービス利用契約の内容を遵守できる方。
(9)利用手続き	居住地の市町村に、障害福祉サービス受給者証の申請を行ってください。 市町村より発行された障害福祉サービス受給者証(施設入所・生活介護)を所持している利用希望者と事業者(施設)が「サービス利用契約」を締結します。 契約内容は事業者より説明します。 詳しくは、居住地市町村の福祉課・志貴野苑・高岡市志貴野身体障害者相談支援センターへお尋ねください。

利用者の生活スケジュール

6:30	7:30	9:00	12:00	13:30	15:00~16:30	16:30	17:30		22:00
起床 (洗面・歯磨き) 着替え	朝食	日中活動 作業活動等 (休憩 10:00 ~ 10:15)	昼食・自由時間	日中活動 作業活動等 (休憩 14:45 ~ 15:00)	介助入浴 (月・水・金)	自由時間 入浴 (月・水・金)	夕食	入浴 (月・水・金) 自由時間 着替え	就寝

生活支援

利用者の皆さんが、快適で充実した生活が送れるよう、社会の一員としての自覚を持ちお互いに相手の立場を考え協力し合い、自立と社会参加に向けた支援を行います。



居室



10月に行われる志貴野苑祭では、利用者の皆さんの作品展示、クラブ発表、模擬店、ゲストの催し物を行っています。



浴室

就労支援

利用者の皆さんの希望や障害の状況に応じた作業に従事していただき、作業意欲の向上に努め、働く喜びや社会参加意欲が高まるよう支援を行います。

なお、工賃は出来高により算出されます。



印刷科



加工検査科

障害者
施設

▶ 志貴野苑

▶ 志貴野苑就労継続
支援事業所

▶ 高岡市志貴野身体障害者
相談支援センター

▶ 志貴野ホーム

▶ 志貴野ホーム
障害者福祉センター

▶ 高岡市障害者
福祉センター

高齢者
施設

▶ 志貴野長生寮

▶ 志貴野長生寮
デイサービスセンター

▶ 志貴野長生寮
居宅介護支援事業所

🏠: 施設のご案内



🏠 志貴野苑 就労継続支援事業所のご紹介

障害のために一般の職場で働くことが困難な方、また離職された方々が利用し、生産活動を通して自活や一般就労の促進をはかれるよう支援いたします。

▶ 志貴野苑ホームページへ

🏠 施設の概要

(1)事業者番号	1610200410
(2)施設所在地	〒939-1273 富山県高岡市葦附1239番地の27 TEL0766-36-1200 FAX0766-36-1203 E-mail: shikino1@pl.tcnet.ne.jp
(3)定員	志貴野苑就労継続支援事業所 ・就労継続支援B型 20名
(4)事業所の内容	第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の設置経営
(5)事業の目的	健康の尊さ、働く喜び、連帯と協力の意識の高揚をはかり、社会参加と就労活動を支援する。
(6)利用できる方	原則として、障害福祉サービス受給者証を所持している方で、次の要件を満たしている方。 ア. 年齢15歳以上(義務教育終了後)65歳未満の方。 イ. 伝染性疾患を有しない方。 ウ. 常時医学的管理を要しない方。 エ. 施設サービス利用契約の内容を遵守できる方。
(7)利用手続き	居住地の市町村に、障害福祉サービス受給者証の申請を行ってください。 市町村より発行された障害福祉サービス受給者証(就労継続支援B型)を所持している利用希望者と事業者(施設)が「サービス利用契約」を締結します。 契約内容は事業者より説明します。 詳しくは、居住地市町村の福祉課・志貴野苑・高岡市志貴野身体障害者相談支援センターへお尋ねください。

利用者の生活スケジュール

8:30	9:00	10:00	10:15	12:00	13:00	14:45	15:00	16:30	17:30
作業準備 打ち合わせ	作業開始	休憩	作業	昼食	作業	休憩	作業	作業終了	自由時間・帰宅

就労支援

利用者の皆さんの希望や障害の状況に応じた作業に従事していただき、作業意欲の向上に努め、就労活動や社会参加意欲を高め、地域生活を送れるよう支援を行います。

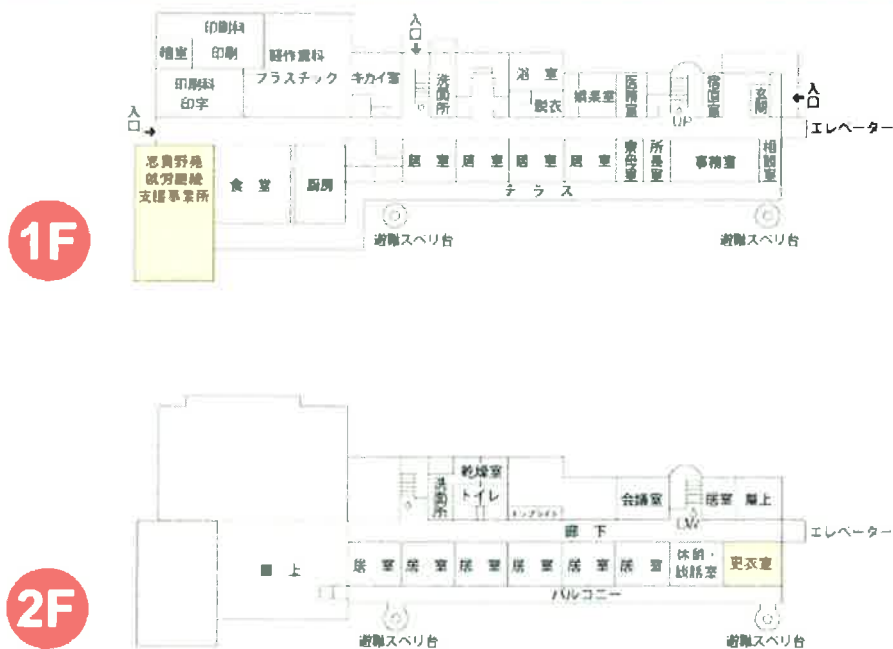
なお、工賃は出来高により算出されます。



昼食

利用契約時の申し出により、給食を提供いたします。

施設平面図



[ページトップへ](#)

- [障害者施設 ▶ 志貴野苑](#)
[志貴野苑就労継続支援事業所](#)
[高岡市志貴野身体障害者相談支援センター](#)
[志貴野ホーム](#)
[志貴野ホーム障害者福祉センター](#)
[高岡市障害者福祉センター](#)
- [高齢者施設 ▶ 志貴野長生寮](#)
[志貴野長生寮デイサービスセンター](#)
[志貴野長生寮居宅介護支援事業所](#)

 施設のご案内



高岡市志貴野身体障害者相談支援センター

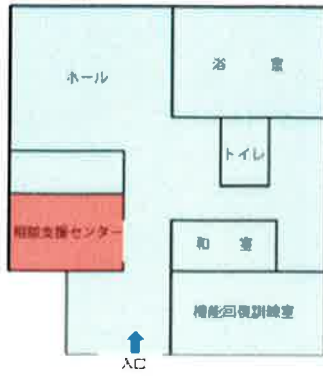
☒ 相談支援センターのご紹介

障害がある方及びその家族の方からの様々な相談に応じ、情報の提供等を行い障害者本人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、支援いたします。

☒ 施設の概要

(1)事業者番号	1630200010
(2)施設所在地	〒933-0935 富山県高岡市博労本町4番1号 TEL0766-28-8670 FAX0766-28-8673 E-mail: tssc@poem.ocn.ne.jp
(3)建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 5,687.95m ² の高岡市ふれあい福祉センター内に設置
(4)敷地	16,708.49m ² 高岡市有地
(5)事業の内容	相談支援 ①ピアカウンセリング ②余暇活動の支援 ③外出の支援 ④福祉サービスの利用援助 ⑤住宅改修の助言 ⑥専門機関の紹介 ⑦生活情報の提供 ⑧コミュニケーションの支援 ⑨自立への支援 特定相談支援 ①サービス等利用計画書の作成 ②サービス提供後の確認調査(モニタリング)
(6)事業の目的	障害のある方及びその家族からの相談に応じ、必要な情報等の便宜を図ることや、権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、本人が自立した日常生活又は社会生活を営む支援を行う。
(7)対象地域	高岡市内(原則)
(8)利用できる方	生活支援等を必要とする身体障害者及びその家族
(9)相談受付時間	[月・水・木・金]は8:30～19:00まで、ただし[火]は8:30～17:00までの受付となります。 土・日・祝・8/15・12/29～1/3はお休みです。
(10)その他	相談は無料です。 プライバシーは必ず守ります。 来所できない方には、ご家庭を訪問してお話をうかがいます。

施設平面図



障害者生活支援事業とは

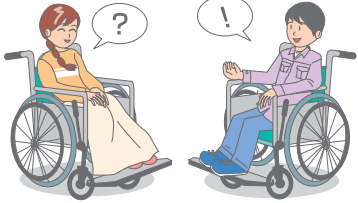
[→拡大する場合はこちら\(PDF\)](#)



[ページトップへ](#)

ピアカウンセリング

既に自立生活をしている障害者が自らの体験に基づいて、同じ障害の悩みを聞いたり、生活上の問題解決の方法について話し合います。



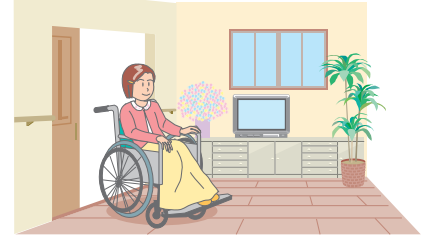
障害者生活支援事業とは

障害をお持ちの方の生活を応援いたします。
ささいな事でも結構です。お気軽にご相談ください。

- 相談は無料です。
- プライバシーは必ず守ります。
- 来所できない方には、ご家庭を訪問してお話をうかがいます。

住宅改修の助言

住み慣れた家をさらに住みやすくするために、住宅改修の助言をします。



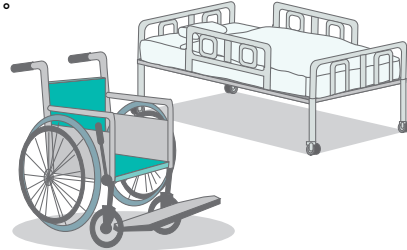
福祉サービスの利用援助

ホームヘルプサービス、生活介護、自立(機能)訓練、ショートステイの利用について、情報を提供し、手続き代行をします。
身体障害者手帳の交付申請の手続きを代行します。



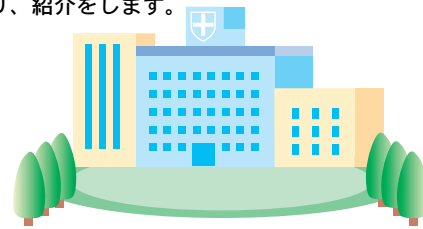
福祉用具の紹介

日常生活用具や福祉機器などを紹介し助言します。



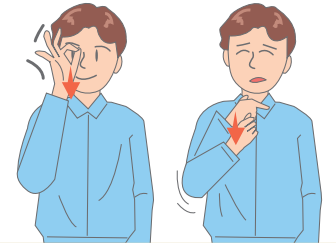
専門機関の紹介

相談内容に応じて、医療機関や身体障害者更生相談所、厚生センターなどと調整を図ったり、紹介をします。



コミュニケーションの支援

代筆・代読などのボランティア、手話通訳士・者の紹介をします。



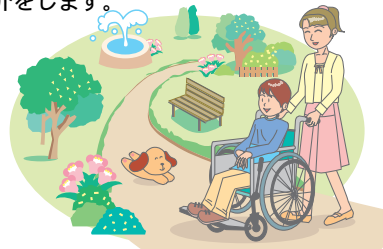
生活情報の提供

障害者が泊まれる宿、車椅子で行ける外出先など障害者が利用できるサービスの情報を紹介します。



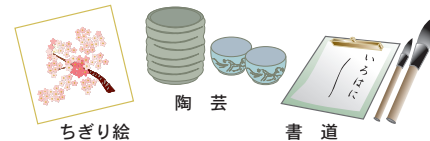
外出の支援

ガイドヘルパーの派遣、移送サービス業者の紹介をします。



余暇活動の支援

障害者福祉センターの利用に伴い、創作活動(ちぎり絵・書道・陶芸・銀工芸など)の紹介をいたします。また、パソコンの取扱いなどの相談にも応じます。



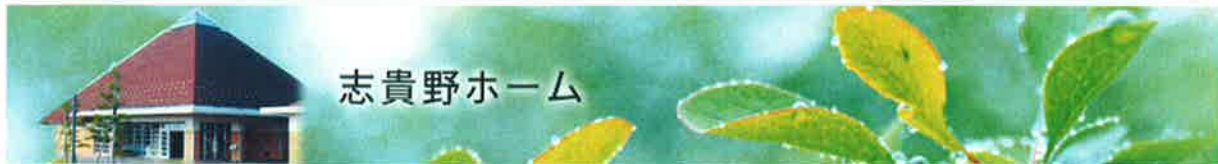
自立への支援

健康管理、家事、就労や将来のことについて話し合い、自立生活に向けて援助します。



- 障害者施設 ▶ [志貴野苑](#)
- ▶ [志貴野苑就労継続支援事業所](#)
- ▶ [高岡市志貴野身体障害者相談支援センター](#)
- ▶ [志貴野ホーム](#)
- ▶ [志貴野ホーム障害者福祉センター](#)
- ▶ [高岡市障害者福祉センター](#)
- 高齢者施設 ▶ [志貴野長生寮](#)
- ▶ [志貴野長生寮デイサービスセンター](#)
- ▶ [志貴野長生寮居宅介護支援事業所](#)

施設のご案内



志貴野ホーム

障害者支援施設 志貴野ホームのご紹介

日常生活の様々な場面において、常にサポートを必要とする身体障害者が入所及び短期入所利用をしていただき、必要な諸動作の介護や健康維持・改善を図ると共に、個別支援計画書に基づいた支援を行うことで、生き甲斐を持って自立した生活を送ることができるよう、援助いたします。

[▶ 志貴野ホームホームページへ](#)

[▶ 志貴野ホームブログへ](#)

施設の概要

(1)事業者番号	1610200014
(2)施設所在地	〒939-1272 富山県高岡市下麻生字天洞5340 TEL0766-36-2600 FAX0766-36-2601 E-mail: shikino@orion.ocn.ne.jp
(3)建物	鉄筋コンクリート造平家建 2,287.04㎡ 鉄筋コンクリート造平屋建(車庫) 103.33㎡
(4)敷地	9,642.02㎡ 志貴野ホーム障害者福祉センターと共有(高岡市有地:無償貸与)
(5)定員	・入所支援定員 52名 ・生活介護定員 52名 ・ショートステイ定員 8名
(6)事業の内容	第1種社会福祉事業 障害者支援施設の設置経営 第2種社会福祉事業 身体障害者短期入所事業の設置経営
(7)事業の目的	常時介護を必要とする利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、治療及び養護を適切に行い、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその利用者の立場にたった支援を行う。
(8)利用できる方	原則として、障害福祉サービス受給者証を所持している方で、次の要件を満たしている方。 ア. 年齢18歳以上から65歳未満の方。 イ. 伝染性疾患を有しない方。 ウ. 常時医学的管理を要しない方。 エ. 施設サービス利用契約の内容を遵守できる方。
(9)利用手続き	居住地の市町村に、障害福祉サービス受給者証の申請を行ってください。 市町村より発行された障害福祉サービス受給者証(施設入所・生活介護・短期入所)を所持している利用希望者と事業者(施設)が「サービス利用契約」を締結します。 契約内容は事業者より説明します。 詳しくは、居住地市町村の福祉課・志貴野ホーム・高岡市志貴野身体障害者相談支援センターへお尋ねください。

利用者の生活スケジュール

6:30	7:30	9:00	12:00	13:30	17:15	22:00
起床 着替え	朝食 洗面・歯磨き	日常生活リハビリ 入浴 月・木・金 入浴 火・金（一階浴）	昼食	日常生活リハビリ 入浴 月・木・金 クラブ活動・行事 自由時間	夕食 歯磨き・着替え 自由時間	就寝

生活支援

利用者の皆さんが、共同生活の秩序を損なうことなく快適で充実した生活が送れるよう、支援を行います。また、家族や地域及びボランティアとの交流など、地域活動支援を行います。



余暇活動(カラオケ)



作品展示



納涼まつり



居室

機能回復訓練

利用者の皆さんの希望に基づき、理学療法士が利用者個人個人のリハビリ計画書を作成し、残存機能の維持・向上に向けた支援を行います。



健康・栄養支援

健康: 日常生活の中で疾病の予防に心掛け、健康の重要性や関心を高めよりよい生活習慣を身に付けるよう、支援を行います。

栄養: 利用者の皆さんの嗜好を把握し、栄養のバランスを考慮しながら充実した給食を提供いたします。



医務室



食事風景

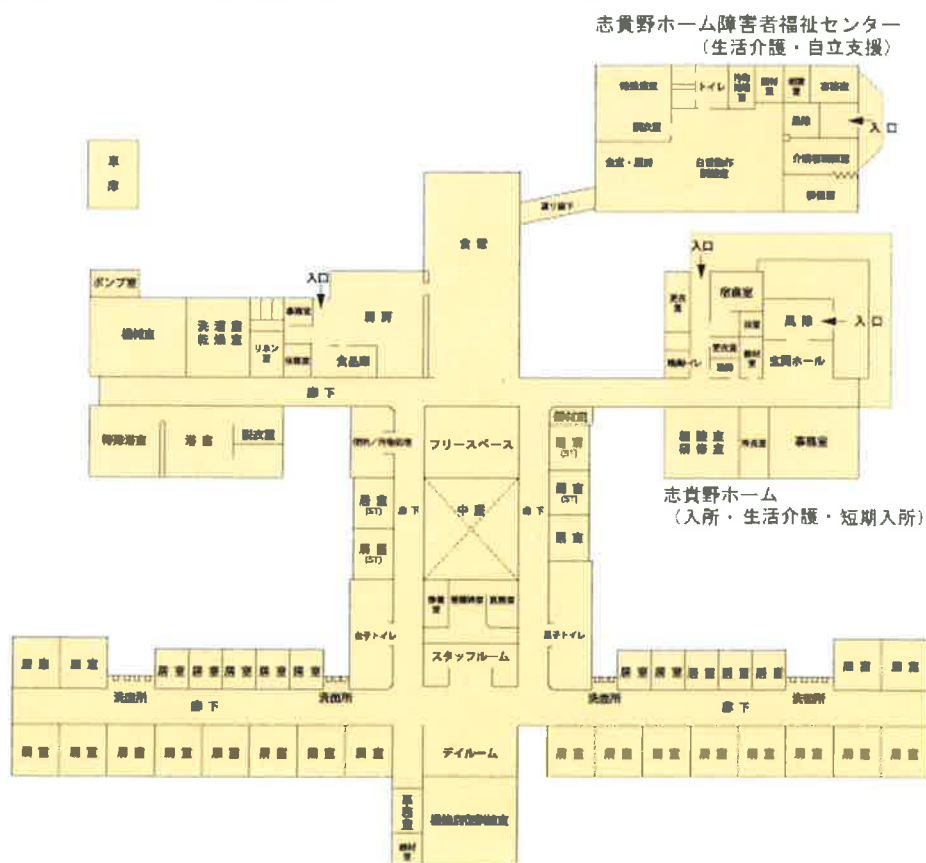


一般浴

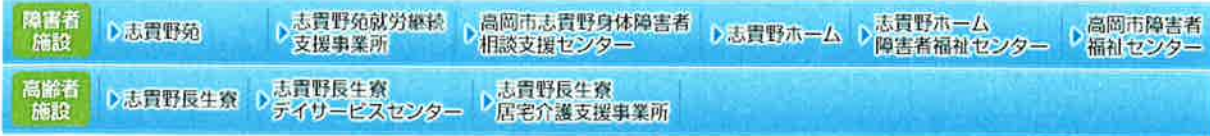


特浴

施設平面図



ページトップへ



🏠 施設のご案内



🏠 志貴野ホーム障害者福祉センターのご紹介

在宅の障害者の皆さんが自立に向けて生活の改善や身体機能の維持向上等を図ることができるよう、通所利用により生活介護や機能訓練及び創作活動等の各種サービスを受け、前向きに生きる明るさや生活の張り合いが持てるよう、支援いたします。

🏠 施設の概要

(1) 事業者番号	1610200220
(2) 施設所在地	〒939-1272 富山県高岡市下麻生字天洞5340 TEL0766-36-2600 FAX0766-36-2601 E-mail: shikino@orion.ocn.ne.jp
(3) 建物	鉄筋コンクリート造平屋建 330.75m ²
(4) 敷地	9,642.02m ² 志貴野ホームと共有(高岡市有地:無償貸与)
(5) 定員	・生活介護 10名/1日 ・自立(機能)訓練 6名/1 【休止期間:平成24年10月1日～平成26年3月31日】
(6) 事業の内容	第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の設置経営
(7) 事業の目的	【生活介護事業】 利用者に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入浴・排泄及び食事の介護、創作活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を適切且つ効果的に行う。 【自立(機能)訓練】 (休止期間:平成24年10月1日～平成26年3月31日) 利用者に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、機能訓練または生活能力の維持・向上等のため必要な訓練その他の便宜を適切且つ効果的に行う。
(8) 利用できる方	原則として、障害福祉サービス受給者証を所持している方で、次の要件を満たしている方。 ア. 年齢18歳以上から65歳未満の方。 イ. 伝染性疾患を有しない方。 ウ. 常時医学的管理を要しない方。 エ. 施設サービス利用契約の内容を遵守できる方。
(9) 利用手続き	居住地の市町村に、障害福祉サービス受給者証の申請を行ってください。 市町村より発行された障害福祉サービス受給者証(生活介護・自立(機能)訓練)を所持している利用希望者と事業者(施設)が「サービス利用契約」を締結します。 契約内容は事業者より説明します。 詳しくは、居住地市町村の福祉課・志貴野ホーム・高岡市志貴野身体障害者相談支援センターへお尋ねください。

田 利用者の生活スケジュール

8:30	9:00	12:00	13:30	15:00	15:00
迎え車両出発	利用者受け入れ 健康チェック 入浴	昼食	創作活動 機能訓練 静養	自由時間 帰宅準備	送り車両出発

生活支援

利用者の皆さんが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な生活介護を行い、創作活動や生産活動の機会の支援を行います。



食事風景



静養室



創作活動(陶芸)

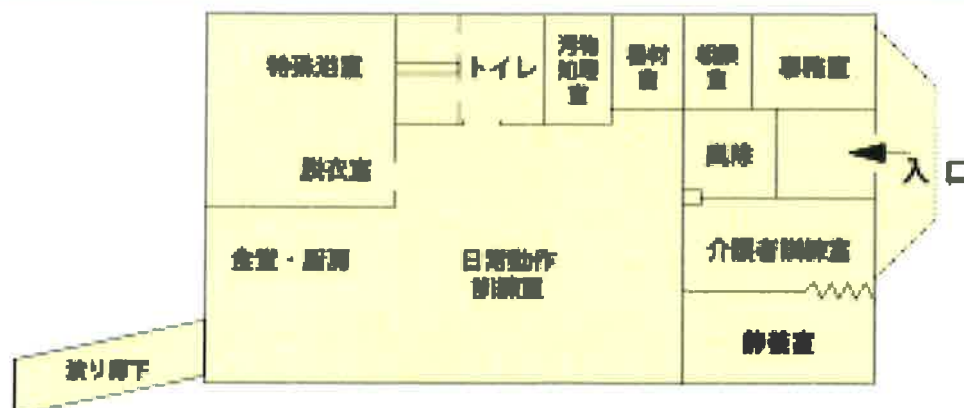


浴室



送迎バス

田 施設平面図



- 障害者施設 ▶ 志貴野苑 ▶ 志貴野苑就労継続支援事業所 ▶ 高岡市志貴野身体障害者相談支援センター ▶ 志貴野ホーム ▶ 志貴野ホーム障害者福祉センター ▶ 高岡市障害者福祉センター
- 高齢者施設 ▶ 志貴野長生寮 ▶ 志貴野長生寮デイサービスセンター ▶ 志貴野長生寮居宅介護支援事業所

 施設のご案内



高岡市障害者福祉センター

田 高岡市障害者福祉センターのご紹介

在宅の障害者の皆さんが自立に向けて生活の改善や身体機能の維持向上等を図ることができるよう、通所利用により生活介護や機能訓練及び創作活動等の各種サービスを受け、前向きに生きる明るさや生活の張り合いが持てるよう、支援いたします。

田 施設の概要

(1)事業者番号	1610200220
(2)施設所在地	〒933-0935 富山県高岡市博労本町4番1号 TEL0766-28-8672 FAX0766-28-8673 E-mail: tssc@poem.ocn.ne.jp
(3)建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 5,687.95m ² の高岡市ふれあい福祉センター内に設置(364.40m ²)
(4)敷地	16,708.49m ² (高岡市有地)
(5)定員	・生活介護 12名/1日 ・自立(機能)訓練 6名/1日 【休止期間:平成24年10月1日～平成26年3月31日】
(6)事業の内容	第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の設置経営
(7)事業の目的	【生活介護事業】 利用者に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入浴・排泄及び食事の介護、創作活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を適切且つ効果的に行う。 【自立(機能)訓練】 (休止期間:平成24年10月1日～平成26年3月31日) 利用者に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、機能訓練または生活能力の維持・向上等のため必要な訓練その他の便宜を適切且つ効果的に行う。
(8)利用できる方	原則として、障害福祉サービス受給者証を所持している方で、次の要件を満たしている方。 ア. 年齢18歳以上から65歳未満の方。 イ. 伝染性疾患を有しない方。 ウ. 常時医学的管理を要しない方。 エ. 施設サービス利用契約の内容を遵守できる方。
(9)利用手続き	居住地の市町村に、障害福祉サービス受給者証の申請を行ってください。 市町村より発行された障害福祉サービス受給者証(生活介護・自立(機能)訓練)を所持している利用希望者と事業者(施設)が「サービス利用契約」を締結します。 契約内容は事業者より説明します。 詳しくは、居住地市町村の福祉課・高岡市障害者福祉センター・高岡市志貴野身体障害者相談支援センターへお尋ねください。

田 利用者の生活スケジュール

8:30		9:00	12:00	13:30	15:00	15:00
迎え車両出発		利用者受け入れ 健康チェック 入浴	昼食	創作活動 機能訓練 静養	自由時間 帰宅準備	送り車両出発

生活支援

利用者の皆さんが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な生活介護を行い、創作活動や生産活動の機会の支援を行います。



創作活動(書道教室の様子)



食事風景



余暇活動(オセロ対決の様子)

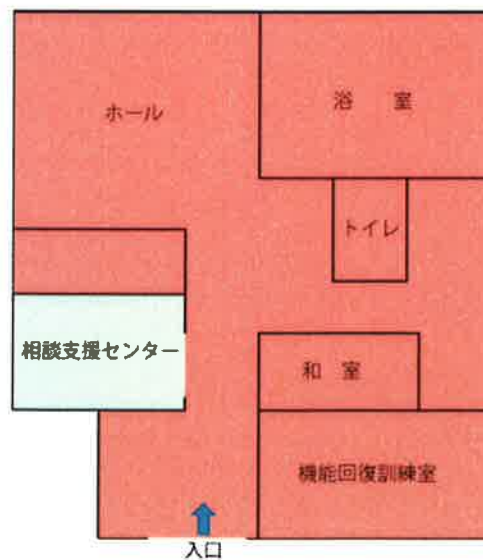


浴室



送迎バス

田 施設平面図



[ページトップへ](#)

障害者
施設

▶ 志貴野苑

▶ 志貴野苑就労継続
支援事業所

▶ 高岡市志貴野身体障害者
相談支援センター

▶ 志貴野ホーム

▶ 志貴野ホーム
障害者福祉センター

▶ 高岡市障害者
福祉センター

高齢者
施設

▶ 志貴野長生寮

▶ 志貴野長生寮
デイサービスセンター

▶ 志貴野長生寮
居宅介護支援事業所

🏠 施設のご案内



志貴野長生寮

田 特別養護老人ホーム 志貴野長生寮のご紹介

心身に何らかの障害があるため、常時介護を必要としながらも、在宅では十分な介護を受けることが困難な要介護認定者の方に、安心して生活していただけるように、身の廻りのお世話をさせていただきます。
志貴野長生寮への入所は、原則として要介護認定で「要介護」と認定された方が対象となります。

田 施設の概要

(1)事業者番号	1670201597
(2)施設所在地	〒939-1254 富山県高岡市滝新21番地1 TEL0766-36-8181 FAX0766-36-8177 E-mail: shikinohoseiryō@view.ocn.ne.jp
(3)建物	鉄筋コンクリート造2階建(富山県より無償貸与) 3,172.83㎡ 軽量鉄骨平屋建(物置) 16.15㎡
(4)敷地	6,947.19㎡ デイサービスセンターと共有(高岡市有地:無償貸与)
(5)定員	・入所定員 80名 ・短期入所定員 5名
(6)事業所の内容	第1種社会福祉事業 特別養護老人ホームの設置経営 第2種社会福祉事業 老人短期入所事業の設置経営
(7)事業の目的	施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護やその他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。
(8)利用できる方	介護サービスを利用するには、介護が必要な状態であると認定を受ける必要があります。(原則として) ア、65歳以上の方で、日常生活を送るために介護が必要な方(第1号被保険者) イ、40歳以上65歳未満の方で、国が定めた病気(特定疾病)のために、日常生活上の介護が必要な方。(第2号被保険者) ウ、伝染病疾病を有しない方。 エ、常時医学的管理を要しない方。 オ、施設サービス利用契約の内容を遵守できる方。
(9)利用手続き	介護度の認定を受けておられない方は、居住地の市町村に、介護サービス要介護認定の申請を行って下さい。 市町村より発行された介護保険証を所持している利用希望者と事業者(施設)が「サービス利用契約」を締結します。 契約内容は事業者より説明します。 詳しくは、居住地市町村の高齢介護課・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・志貴野長生寮へお尋ね下さい。

利用者の生活スケジュール

6:00	7:30	9:00	11:00	12:00	14:00	15:00	18:00	21:00
起床	朝食 口腔ケア	日常生活リハビリ 入浴 火・金(椅子浴) 月・木(一般浴)	朝の会	昼食 口腔ケア	日常生活リハビリ 入浴 月・火・木・金(椅子浴)	おやつ・レクリエーション 自由時間	夕食 口腔ケア 自由時間	就寝

生活支援

利用者の皆さんが、共同生活の秩序を損なうことなく快適で充実した生活が送れるよう、支援を行います。また、家族や地域及びボランティアとの交流など、地域活動支援を行います。



誕生日会



レクリエーション(書道)



ボランティア慰問



食堂



居室

機能回復訓練

利用者の皆さんの希望に基づき、理学療法士が利用者個人個人のリハビリメニューを作成し、残存機能の維持・向上に向けた支援を行います。



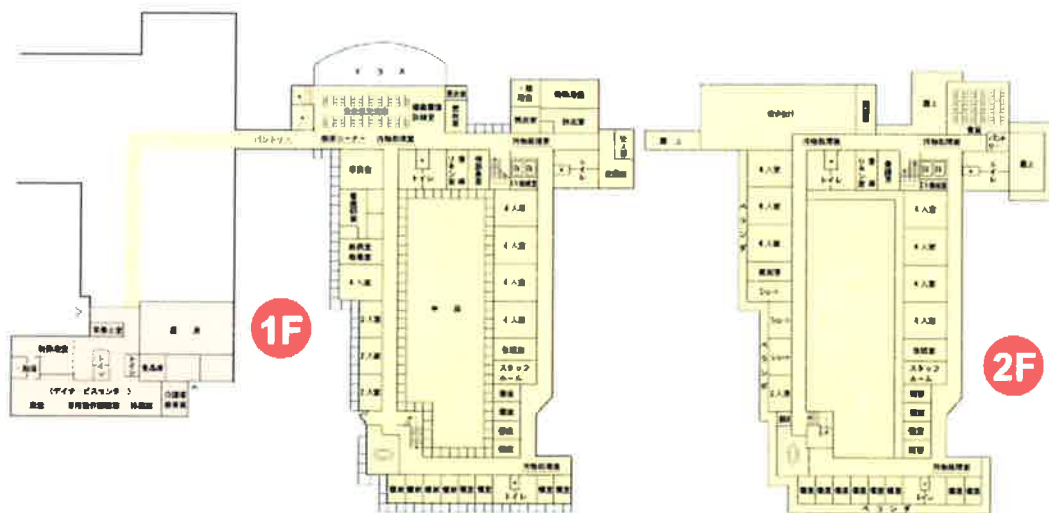
健康・栄養支援

健康: 日常生活の中で疾病の予防に心掛け、健康の重要性や関心を高めよりよい生活習慣を身に付けるよう、支援を行います。

栄養: 利用者の皆さんの嗜好を把握し、栄養のバランスを考慮しながら充実した給食を提供いたします。



施設平面図



ページトップへ

- 障害者施設 ▶ [志貴野苑](#) ▶ [志貴野苑就労継続支援事業所](#) ▶ [高岡市志貴野身体障害者相談支援センター](#) ▶ [志貴野ホーム](#) ▶ [志貴野ホーム障害者福祉センター](#) ▶ [高岡市障害者福祉センター](#)
- 高齢者施設 ▶ [志貴野長生寮](#) ▶ [志貴野長生寮デイサービスセンター](#) ▶ [志貴野長生寮居宅介護支援事業所](#)

 [施設のご案内](#)



志貴野長生寮デイサービスセンター

 [志貴野長生寮デイサービスセンターのご紹介](#)

在宅のお年寄りの方が日帰りにて利用できます。入浴、食事の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。ご自宅とセンターの間は送迎いたします。

デイサービスの利用は、要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

 [施設の概要](#)

(1) 指定番号	1670201589
(2) 施設所在地	〒939-1254 富山県高岡市滝新21番地1 TEL0766-36-8850 FAX0766-36-8177 E-mail: shikinochoseiryō@view.ocn.ne.jp
(3) 建物	鉄筋コンクリート造平屋建(高岡市より無償貸与) 338.53m ²
(4) 敷地	6,947.19m ² 志貴野長生寮と共有(高岡市有地:無償貸与)
(5) 定員	・デイサービス定員 15名/1日
(6) 事業の内容	第2種社会福祉事業 老人デイサービス事業の設置経営
(7) 事業の目的	デイサービスセンターへの送迎及び施設での入浴・食事の提供やその他に日常生活上の支援を行います。要介護以上の方が居宅サービス計画に基づいて利用できます。
(8) 利用できる方	介護サービスを利用するには、介護が必要な状態であると認定を受ける必要があります。(原則として) ア、65歳以上の方で、日常生活を送るために介護が必要な方(第1号被保険者) イ、40歳以上65歳未満の方で、国が定めた病気(特定疾病)のために、日常生活上の介護が必要な方。(第2号被保険者) ウ、伝染病疾病を有しない方。 エ、常時医学的管理を要しない方。 オ、デイサービス利用契約の内容を遵守できる方。
(9) 利用手続き	介護度の認定を受けておられない方は、居住地の市町村に、介護サービス要介護認定の申請を行って下さい。 市町村より発行された介護保険証を所持している利用希望者と事業者(施設)が「サービス利用契約」を締結します。 契約内容は事業者より説明します。 詳しくは、居住地市町村の高齢介護課・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・志貴野長生寮へお尋ね下さい。

利用者の生活スケジュール

8:30	9:00	12:00	13:30	15:00	15:00
迎え車両出発	利用者受け入れ 健康チェック	入浴 体操・口腔体操	昼食 静養	創作活動 個別活動	帰宅準備 送り車両出発

生活支援

利用者の皆さんが、共同生活の秩序を損なうことなく快適で充実した生活が送れるよう、支援を行います。また、家族や地域及びボランティアとの交流など、地域活動支援を行います。



レクリエーション(風船バレー)



静養室



食事風景



浴室

施設平面図



ページトップへ

- 障害者施設 ▶ 志貴野免
志貴野免就労継続支援事業所
高岡市志貴野身体障害者相談支援センター
志貴野ホーム
志貴野ホーム障害者福祉センター
高岡市障害者福祉センター
- 高齢者施設 ▶ 志貴野長生寮
志貴野長生寮デイサービスセンター
志貴野長生寮居宅介護支援事業所

🏠 施設のご案内



🌱 居宅介護支援事業所のご紹介

志貴野長生寮居宅介護支援事業所では、介護一般に関すること・病気のことなど様々な相談を承ります。お気軽にご相談下さい。

🌱 施設の概要

(1) 事業者番号	居宅介護支援 富山県第1670201845号
(2) 施設所在地	〒939-1254 富山県高岡市滝新21番地1 TEL0766-36-1153 FAX0766-36-8177 E-mail: shikinohoseiryo@view.ocn.ne.jp
(3) 建物	特別養護老人ホーム 志貴野長生寮内
(4) 事業の内容	介護にかかわるご相談 要介護認定申請・更新の手続き代行 居宅介護サービス計画(ケアプラン)の作成 サービス事業者との連絡調整 施設入所・退所支援 その他
(5) 事業の目的	住み慣れた環境で、介護を必要とする状態になっても、その能力に応じた自立した生活を送り、人生の最後まで人間としての尊厳を全うできるよう、対象者やそのご家族の支援を行います。
(6) 対象地域	高岡市、砺波市、射水市(旧大門町)
(7) 利用できる方	市町村の行う要介護認定で要支援または要介護1～5と認定され、居宅サービス計画の作成を事業所に依頼する方。
(8) 利用方法	まずはお電話等でご連絡下さい。居宅介護支援についての契約を締結し、市町村に「作成依頼届」を提出します。その上でご利用できます。
(9) 利用できるサービス	介護保険の給付対象となる居宅サービス計画(ケアプラン)の作成、居宅サービスを提供する事業者との連絡調整、ケアプランの継続的な管理などを行います。
(10) 相談受付時間	月～金 8:30～17:30 (休業日)土・日・祝日、12月29日から1月3日
(11) その他	居宅サービス計画の作成にともなう利用者負担はありません。 個人のプライバシーは厳守します。

